

公益社団法人奈良県柔道整復師会定款

第1章 総則

(名 称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県柔道整復師会(以下「本会」という。)と称する。

(事 務 所)

第2条 本会は、主たる事務所を奈良県橿原市に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本会は、柔道整復学及び柔道整復術斯道の高揚、研究及び進歩発展をなし、地域保険福祉の向上のための事業を行うことにより、柔道整復師の学術、技術及び社会的地位の向上並びに業務の健全な発展を図り、もって県民の医療、保健及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 柔道整復師の医療保険受領委任制度の推進に関する事業
 - (2) 柔道整復師の資質の向上並びに柔道整復学及び柔道整復術の向上発展に関する事業
 - (3) 柔道整復師、柔道整復学及び柔道整復術の普及啓発に関する事業
 - (4) 県民の保健福祉の推進に関する事業
 - (5) 県民の体位向上の啓発指導に資する事業
 - (6) 前各号の事業に附帯する事業
- 2 本会は、前項の公益目的事業の推進に資するため、次の事業を行う。
- (1) 正会員の福祉増進並びに相互扶助に関する事業
 - (2) 前号の事業に附帯する事業
- 3 その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。
- 4 前3項の事業については、奈良県において行うものとする。

第 3 章 会員

(種別)

第5条 会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員は、本会の目的を達成するための事業に参加することができ、かつ総会において議決権を有する会員で、次のいずれかの条件により入会することができる。
- ア. 奈良県内において施術所を開設する柔道整復師及び奈良県内の施術所において主に業務に従事する柔道整復師として医療保険療養費支給申請等(以下「療養費等」という。)の取り扱いをする者
 - イ. 正会員の親族であり正会員の施術所において業務に従事する柔道整復師
 - ウ. 正会員の施術所において勤務する柔道整復師
 - エ. 奈良県内の医療機関及び介護施設等において勤務する柔道整復師
- (2) 特別会員は、本会の目的を達成するための事業に参加することができ、次のいずれかの条件により入会することができる。
- ア. 正会員の親族であり正会員の施術所において業務に従事する柔道整復師
 - イ. 正会員の施術所において勤務する柔道整復師
 - ウ. 奈良県内の医療機関及び介護施設等において勤務する柔道整復師
 - エ. 奈良県在住の柔道整復師
- (3) 賛助会員は、本会の目的を達成するための事業に賛同し、その事業活動に協力支援を志す個人又は法人及び団体とする。
- 2 前項第1号の正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法」という。)上の社員とする。

(会員資格の取得)

- 第6条 本会に入会しようとする者は、入会申込書に理事会で定める必要書類を添えて会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。
- 2 前項の内容に変更を生じたときは、速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

(経費の負担)

- 第7条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、理事会において別に定める入会金及び会費その他必要な費用(以下「会費等」という。)を支払う義務を負う。

(任意退会)

- 第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。
- 2 前項の退会をもって一般社団・財団法上の退社とする。

(除 名)

- 第9条 会員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって除名することができる。
- (1) 柔道整復師の倫理に違背し、本会の名誉を棄損し、本会の目的に反する行為をしたとき。
 - (2) 定款その他の規則に違反したとき。
 - (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格は喪失する。
- (1) 第7条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (2) すべての正会員が同意したとき。
 - (3) 当該会員が死亡したとき。

(抛出金品の不返還)

- 第11条 既に納入した会費、寄付金その他の抛出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

- 第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。
- 2 総会は、定時総会及び臨時総会とする。
 - 3 第1項の総会をもって一般社団・財団法上の社員総会とし、前項の定時総会をもって一般社団・財団法上の定時社員総会とする。

(権限)

- 第13条 総会は、次の事項について決議する。
- (1) 会員の除名
 - (2) 理事及び監事の選任又は解任
 - (3) 理事及び監事の報酬等の額
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 解散及び残余財産の処分
 - (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第14条 定時総会は、毎年事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

- 2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、その他必要がある場合に開催する。

(招 集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第16条 総会の議長及び副議長は、総会において正会員の中から選出する。

- 2 前項の副議長は、当該総会において議長の補佐をする。

(定 足 数)

第17条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議 決 権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(議決権の代理行使等)

第19条 総会に出席しない正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。ただし、代理人となることができるのは、出席する正会員とする。

- 2 理事会において、総会に出席しない正会員が書面で議決権を行使できることとするときは、総会に出席しない正会員は、予め通知された事項について、議決権行使の書面をもって議決権を行使することができる。
- 3 前2項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入し、出席したものとみなす。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行い、可否同数の場合は議長の採決とする。

- 2 前項の場合において、議長は正会員として決議に加わることはできない。
- 3 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任

- (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 4 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第22条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 総会に出席した会長(代表理事)及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 会長(代表理事)が総会を欠席したときは、出席した理事及び監事は、第1項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第22条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上10名以内
 - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人上の代表理事とし、副会長をもって、一般社団・財団法人上の業務執行理事とする。
- 4 監事は、本会の理事又は使用人を、兼ねることができない。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、副会長は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第26条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結のときまでとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとし、増員により選任された理事の任期は現任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事は、第22条第1項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第28条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前項に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める定款施行細則による。

(事務局)

第29条 本会の事務を処理するために、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くこととする。
- 3 事務局長は、理事会の決議を経て会長が任免する。
- 4 事務局長以外の職員は、会長が任免する。

第6章 名誉会長、顧問及び相談役

(名誉会長、顧問及び相談役)

第30条 本会に任意の機関として、名誉会長、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び相談役は、理事会の決議を経て会長が委嘱し、任期は2年とし、再任は妨げない。
- 3 名誉会長、顧問及び相談役は、会長からの相談に応じ、理事会からの諮問事項につい

て参考意見を述べることができる。

- 4 名誉会長、顧問及び相談役は無報酬とする。
- 5 名誉会長、顧問及び相談役に対して、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 6 前項に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める定款施行細則による。

第7章 組織構成

(支部組織)

第31条 理事会は本会の事業目的を達成するために、奈良県内に支部組織等を設置することができる。

- 2 前項について必要な事項は理事会により別に定める。

(業務機関)

第32条 理事会は本会の事業を推進するために必要あるときは部会、委員会等を設置することができる。

- 2 前項について必要な事項は理事会により別に定める。

第8章 理事会

(構成)

第33条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するには、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対し、理事会の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面により、その通知を発しなければならない。

(議 長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(決 議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上が出席し、その過半数をもって行い、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2 前項において、議長は、理事として決議に加わることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、一般社団・財団法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第38条 理事が理事会の決議の目的である事項を提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議 事 録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した会長(代表理事)及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

3 会長(代表理事)が理事会を欠席したときは、出席した理事及び監事は、第1項の議事録に記名押印する。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第40条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 本会の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、

監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (5) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、同項第1号、第3号及び第5号の書類については、定時総会に提出し、同項第1号の書類についてはその内容を報告し、同項第3号及び第5号の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第10章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第44条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第45条 本会は、一般社団・財団法第148条の事由により解散する。

(公認認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 本会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5

条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 本会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 本会の公告は、主たる事業所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 雑 則

(雑 則)

第49条 この定款の施行について必要な事項は、会長が理事会の決議を経て別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。